

昭和二十六年文部省・厚生省令第二号

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則

あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則（昭和二十三年文部 厚生省令第一号）を次のように改正する。

（この省令の趣旨）

第一条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下「法」という。）第二条第一項及び第十八条の二第二項の規定に基づく学校又は養成施設の認定に関しては、法及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一十号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校とする。

（認定基準）

第二条 法第二十一条の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするもの。
二 修業年限は三年以上であること。
三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すこと）に二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すこと）に二を加えた数、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すこと）に二を加えた数とすることができる。

八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。
九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
十 実習室を有すること。
十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。
十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。
十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。
十五 臨床実習を行うのに適当な施設所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習設備として必要なものを有するものであること。
十七 専任の事務職員を有すること。
十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

（中等学校の卒業者と同等以上の学力があることを認められる者）

第三条 法第十八条に規定する省令で定める旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（以下「中等学校」という。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。
一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校（以下「国民学校」という。）初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
二 旧国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第九十九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者
四 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者
五 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一一部の第三学年を修了した者
六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第二条及び第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者との取扱を受ける者
七 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者
八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に關し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者

十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七條の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者
十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四号まで、第二十一号及び第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者
十二 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に關し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

（視覚障害の程度）
第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。（特例による学校又は養成施設の認定基準）
第五条 法第十八条の二第二項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次のとおりとする。
一 学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者（同法第一条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあつては法第十八条の二第二項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
二 修業年限は、あん摩マツサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成施設については三年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能をあわせて修得させる学校又は養成施設については五年以上であること。

（国民学校の高等科卒業者等と同等以上の学力があると認められる者）
第六条 法第十八条の二第二項に規定する省令で定める国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

（国民学校の高等科卒業者等と同等以上の学力があると認められる者）
第六条 法第十八条の二第二項に規定する省令で定める国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第九号）による附属中学校及び附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 二 旧盲学校及び聾哑学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）による盲学校又は聾哑学校の中等部第二学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 四 旧青年学校令による普通科の課程を修了した者
- 五 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程第一条、第二条及び第七条の規定により国民学校の高等科を卒業した者及び中等学校の二年の課程を終つた者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に關し国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力を有するものと指定した者

（認定に関する報告事項）

第六条の二 令第一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 認定をした年月日及び設置年月日（設置されてない場合にあつては、設置予定年月日）
 - 五 学則（課程、修業年限及び生徒の定員に關する事項に限る。）
 - 六 長の氏名
- （認定の申請書に添付する書類の記載事項）
- 第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第十一号までに掲げる事項とし、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法

人を含む。以下この条において同じ。）の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第十一号までに掲げる事項とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 設置年月日
 - 五 学則
 - 六 長の氏名及び履歴
 - 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 - 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - 九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録
 - 十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要
 - 十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術を受けた者の延べ数
 - 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画
 - 2 学校又は養成施設について、法第十八条の二第一項の文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その設置者は、申請書に前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。ただし、国立大学法人の設置する学校若しくは国の設置する養成施設又は地方公共団体の設置する学校若しくは養成施設にあつては、前項ただし書の規定の例による。
 - 3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。（変更の承認又は届出を要する事項）
- 第八条 法第二条第三項の省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に關する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。
- 2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に關する事項を除く。次項において同じ。）又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に

限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）とする。

- 3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。
 - 4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。
- （変更の承認又は届出に關する報告）
- 第八条の二 令第三条第三項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 一 変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項を除く。）当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
 - 二 変更の届出又は通知に係る事項（第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。）当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間
- （報告を要する事項）
- 第九条 令第四条第一項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。
- 一 当該年度の学年別生徒数
 - 二 前学年度の卒業者数
 - 三 前学年度における教育の実施状況の概要
 - 四 前学年度における経営の状況及び収支決算
- 2 令第四条第二項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。
- （認定の取消しに關する報告事項）
- 第九条の二 令第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 認定を取り消した年月日
 - 五 認定を取り消した理由
- （認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）
- 第十条 令第七条の申請書又は令第八条の規定により読み替えて適用する令第七条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 認定の取消しを受けようとする理由
 - 二 認定の取消しを受けようとする予定期日
 - 三 在学中の生徒があるときは、その措置
- 附則 令省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。
- 附則（昭和二十八年七月一八日文部省・厚生省令第二号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。
- 附則（昭和三十三年三月三十一日文部省・厚生省令第二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。（経過規定）
3 この省令施行の際引き続き三箇月以上認定施設の教員であつたあん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師は、この省令による改正後の第四条第五号又は第五条第一号の規定にかかわらず、昭和三十四年三月三十一日までは、当該施設においてなお従前の例により教員となることができる。
- 4 学校教育法第五十六条第一項に規定する者、旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は第八条に規定する者であつて、免許取得前にあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号。以下「改正法」という。）による改正前の法第十九条第一項の規定又は改正法附則第二項の規定に基づいて指圧を業としていたあん摩師に対する別表三の適用については、当分の間、当該業に係る期間は、免許取得後あん摩師の実務に従事した期間とみなす。
- 附則（昭和三十三年九月二八日文部省・厚生省令第二号）

- 二 名称
 - 三 位置
 - 四 認定を取り消した年月日
 - 五 認定を取り消した理由
- （認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）
- 第十条 令第七条の申請書又は令第八条の規定により読み替えて適用する令第七条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 認定の取消しを受けようとする理由
 - 二 認定の取消しを受けようとする予定期日
 - 三 在学中の生徒があるときは、その措置
- 附則 令省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。
- 附則（昭和二十八年七月一八日文部省・厚生省令第二号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。
- 附則（昭和三十三年三月三十一日文部省・厚生省令第二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。（経過規定）
3 この省令施行の際引き続き三箇月以上認定施設の教員であつたあん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師は、この省令による改正後の第四条第五号又は第五条第一号の規定にかかわらず、昭和三十四年三月三十一日までは、当該施設においてなお従前の例により教員となることができる。
- 4 学校教育法第五十六条第一項に規定する者、旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は第八条に規定する者であつて、免許取得前にあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号。以下「改正法」という。）による改正前の法第十九条第一項の規定又は改正法附則第二項の規定に基づいて指圧を業としていたあん摩師に対する別表三の適用については、当分の間、当該業に係る期間は、免許取得後あん摩師の実務に従事した期間とみなす。
- 附則（昭和三十三年九月二八日文部省・厚生省令第二号）

この省令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和四一年二月一五日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年一月二二日文部省・厚生省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一三日文部省・厚生省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）の施行の日（昭和五一年一月十一日）から施行する。

附則（昭和五一年一月二八日文部省・厚生省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項に基づく認定（以下「認定」という。）を受けた学校若しくは養成施設又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条に基づく指定（以下「指定」という。）を受けた学校若しくは柔道整復師養成施設において、昭和五十一年三月三十一日以後引き続きあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修習中の者に係る授業科目の授業時間数は、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（以下「認定規則」という。）別表第一及び別表第二並びに柔道整復師学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）別表第一及び別表第二にかかわらず、なお従前の例によることである。

附則（昭和五三年八月一日／文部省／厚生省／令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月九日／文部省／厚生省／令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月二〇日文部省・厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年九月二九日文部省・厚生省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この省令の施行の際現に存する認定施設については、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（以下「新令」という。）第四条第七号（第十一号において準用する場合を含む。）の規定は、同号中「四人（当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人）以上」とあるのを平成五年三月三十一日までは「一人以上」と、平成七年三月三十一日までは「三人以上」と読み替えて適用する。

3 この省令の施行の際現に存する認定施設については、平成七年三月三十一日までは新令第四条（第十一号）の規定において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

4 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第七十一号）附則第六条の規定により、主務大臣の認定がなお効力を有することとされる認定施設については、新令第八条の規定は、同条中「第四条又は第十一条」とあるのを「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律及び柔道整復師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成元年政令第二百三十九号）第一条の規定による廃止前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十八条まで」と読み替えて適用する。

附則（平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年六月一日／文部省／厚生省／令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この省令の施行の際現に認定を受けている学校又は養成施設及びあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は養成施設における専任教員については、この省令による改正後の第四条第七号の規定にかかわらず、平成十六年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることである。

附則（平成二二年三月二九日文部省・厚生省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日文部省・厚生省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に認定を受けている学校又は養成施設においてあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることである。

附則（平成二二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二三年一月二七日文部省令第八〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年二月二二日文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成一六年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二二年四月一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされ

社会 き ゆ	実習 う 学	臨 床 四	実 習	合 計	総 合 十
					領 域
	十			五十八	
	二十			八十八	
	二十			六十八	
	五十			四十九	
	三十			二十九	
	五十			四十九	
	十九			百	
施術所に おける臨 床実習前 施術実技 試験等を 含む。 三単位以 上は、学 校若しく は養成施 設附属の 実習施設 又はあん 摩マツサ ージ指圧、 はり及び きゆうを 行う施術 所におい て行うこ と。 あん摩マ ツサージ 指圧、は り及びき ゆうの歴 史を含む。					

備考
一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第一条第一号若しくは第二条の規定により指定されている学校若しくは第二条の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツ

サージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数にやらないことができる。
四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。
別表第二（第二条及び第五条関係）

野分門専	野分礎基門専	野分礎基門専
教授するの に 適 当 と 認 め ら れ る 者	次の各号に掲げる者であつて教育内容に 関し 相当の知識及び経験を有するもの又はこれ と 同 等 以上 の 知識 及び 経験 を 有 する 者 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有 する者 三 養成機関卒業者 四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規 定する特別支援学校の理療科の臨時免許 状を有する者	次の各号に掲げる者であつて教育内容に 関し 相当の知識及び経験を有するもの又はこれ と 同 等 以上 の 知識 及び 経験 を 有 する 者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年 文部省令第二十六号）第六十三条に規定する 特別支援学校の理療科の普通免許状又は 同令第六十五条の五に規定する特別支援学校 の理療科の特別免許状（以下「特別支援 学校の理療科の教員免許状」と総称する。） を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサー ジ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者 （以下「養成機関卒業者」という。）